

福島復興再生特別措置法(風評対策部分抜粋)

背景

- 事故後6年近くを経てもなお、福島県産の農林水産品については、震災前の価格まで戻らない、全国平均の価格と差がある等の風評被害が残っている。
- このため、風評の実態及び要因を調査するなど、対策の強化が必要。

改正案の概要

風評被害の実態調査やこれに基づく措置を位置づけ

- 福島県産農林水産物等の風評被害の払拭に向け、**販売等の実態調査や当該調査結果に基づく指導・助言等の措置を講ずることを法律に位置付ける。**

＜関連する事業(平成29年度政府予算案)＞

流通実態調査事業(福島県農林水産業再生総合事業<新規> 47億円の内数)

改正案

第78条の2(商品の販売等の不振の実態を明らかにするための調査等の措置)

国は、放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因して福島で生産された商品の販売等の不振が生じていることに鑑み、その不振の実態を明らかにするための調査を行い、当該調査に基づき、当該商品の販売等を行う者に対し、指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。